

ワークライフバランスの調和がとれるよう、職場意識の改善に取り組んでいます。

当社、「株式会社モハラテクニカ」の職場意識改善計画書は以下の通りです。

### 職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
<b>1. 実施体制の整備のための措置</b>	
①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 事業場内の話し合いの機会を整備するため「労働時間等設定改善会議」を定期的実施すると共に、会議の開催時期、参加者などを決める。
	(2年度目) 「労働時間等設定改善会議」を定期的開催し、事業主と従業員の意見交換を実施する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見、及び要望を受け付けるための担当の選任	(1年度目) 事業場内における職場意識を改善するため、従業員各人からの労働時間等の個別の意見、苦情及び要望を受け付けるための担当を選任し、職場内の労働状況の改善を進めるための受付体制を整備する。
	(2年度目) 従業員からの意見、苦情及び要望を受け付ける担当の従業員への周知を図るとともに、申し出やすくするために専用の様式を整備する。またこれらの要望を踏まえ、職場意識の改善を進めるための責任者を配置し、従業員に周知を図る。
<b>2. 職場意識改善のための措置</b>	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 職場内の従業員に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、従業員の見やすい場所に掲示することにより周知を図る。
	(2年度目) 従業員への周知として、申し出のあった意見、苦情及び要望についてのことや、他で取り組み事例などを記載した文書を作成し、従業員の見やすいところに掲示し一層の周知を図る。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、管理者等に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、まず管理者の意識改善を図る。
	(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職の更なる意識改善を図る。

## 職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
<b>3. 労働時間等の設定の改善のための措置</b>	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度を実施する。
	(2年度目) 年次有給休暇の計画的付与制度に関し従業員への周知を徹底し、年次有給休暇台帳を作成し、取得しやすい環境や意識の改善等を行う。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取り組みとしてノー残業デーを1ヶ月に1回実施し、従業員の見やすい所へ制度についての掲示をし、全従業員に周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。
	(2年度目) 所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へと改善する。計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進め、安易な残業をしないよう管理者を含め意識改革する。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 変形労働時間制など、労働者の多様な事情に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。
	(2年度目) 導入した変形労働時間制について、導入後の運用実態を把握し、さらに活用について「労働時間等設定改善会議」で検討する。